

# 令和4年10月1日より歯科特殊健康診断が 企業に義務付けられます



垂水区歯科医師会

**垂水区歯科医師会会員の歯科診療所**  
**では、企業からの依頼により、**  
**歯科特殊健康診断を行っています。**

**1人あたりの健診料は、3000円～4000円（税別）  
となります。（この健診は企業に義務付けられていますので  
会社を通して受診してください。）**



# 歯科特殊健康診断とは①

有害業務に従事する労働者について、その業務起因性疾病予防と、健康確保のために行われる健康診断で、労働衛生管理の一環として行われています。



**労働安全衛生法における歯科医師による健康診断は特定の化学物質による健康障害予防だけではなく、健康診断を通じて、歯科の立場から、作業環境管理、作業管理にかかわり、労働者の健康を確保しようとするものです。**



# 歯科特殊健康診断とは②

## 労働安全衛生法施行令 第22条第3項

労働安全衛生法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、**塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん・その他、**歯またはその支持組織に有害な物の**ガス、蒸気または粉じん**を発散する場所における業務とする。

## 労働安全衛生規則 第48条

事業者は、令第22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についての6月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

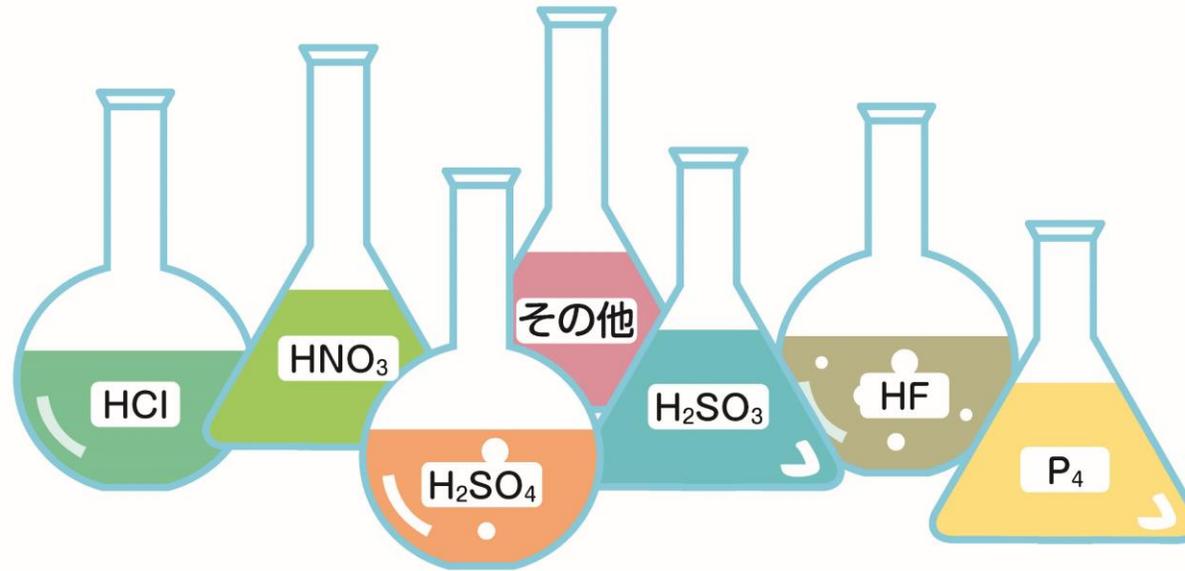


**注意**

令和4年10月1日より事業者は、第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、労働者の数に関わらず、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。



# 仕事で使っていませんか？



**有害な業務とは、塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん・その他、歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務**

(労働安全衛生法施行令第22条)

出典：日本歯科医師会リーフレット「忘れていませんか？ 歯科特殊健康診断」



# 産業の場で使われている化学物質

作業現場では  
およそ7万種の化学物質が扱われ、  
年々増加しています



気づかいうちに  
健康が害されている  
かもしれません

出典：日本歯科医師会リーフレット  
「忘れていませんか？ 歯科特殊健康診断」

